

# 議会改革検討委員会会議録

令和4年7月22日

---

本日の会議に付した事件

○協議事項

検討項目について

議員提案政策条例の体制づくりについて

議員定数について

全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

陳情の取扱いについて

次回の開催日程について

---

出席委員（7名）

委	員	長	加	藤	仁	司	君	
副	委	員	長	安	野	裕	子	君
委		員	篠	原		弘	君	
委		員	鈴	木	美	伸	君	
委		員	鈴	木	紀	雄	君	
委		員	楊		隆	子	君	
委		員	田	中	利	恵	子	君

---

欠席委員（1名）

委		員	俵		鋼	太	郎	君
---	--	---	---	--	---	---	---	---

---

代理議員（1名）

議		員	清	水	隆	男	君
---	--	---	---	---	---	---	---

---

事務局職員出席者

事務局 長	柏 木 敏 幸
副 事 務 局 長	室 伏 正 彦
議 事 調 査 担 当 課 長	高 橋 洋 子
総 務 係 長	城 所 淳 子
議 事 調 査 係 長	小 林 正 佳
議 事 調 査 係 長	橋 本 昇
書 記	本 多 翔 悟

---

午後 1時29分 再開

○委員長【加藤仁司君】 皆様、お疲れさまでございます。

ただいまより議会改革検討委員会を再開いたします。本日の委員会は、令和4年6月29日に引き続きまして、第7回目の委員会となります。会議に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましても、出入口の扉を開放するとともに、小まめに換気を行いますので、御承知おきください。

本日の議題は提出事項のとおりであります。お手元の提出事項に従いまして進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、そのとおりに進めさせていただきます。

協議に入ります前に、会派、誠新から、俵委員が本日の本委員会を欠席する旨の連絡がございました。

つきましては、誠新の清水議員を代理議員として出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

なお、委員会における代理議員の出席及び発言につきましては、小田原市議会会議規則第65条第1項及び第2項におきまして、委員会が許否を決めることとなっておりますことから、この際、お諮りいたします。

本委員会への代理議員の出席及び委員と同様の発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、代理議員の出席及び発言について許可をいたします。

---

それでは、協議事項の（１）検討項目についてに入ります。

初めに、本日の検討項目及び今後の進め方について申し上げます。

本日、委員の皆様にご協議いただく検討項目の中には、前回の本委員会におきまして、本日の本委員会で方向性を決定いただくことを前提に会派持ち帰りとさせていただいたものもございますが、正副委員長としましては、その検討項目を含めた全ての検討項目については、本日も会派持ち帰りとさせていただき、次回の本委員会で方向性を決定させていただきたく思います。

その理由であります。前回の本委員会での御要望に基づき、いくつかの新規資料を委員の皆様にご配付させていただいておりますので、それらの資料も踏まえて、各会派で御協議いただく必要があると考えるためであります。

なお、ただいま、次回の本委員会で方向性を決定と申し上げましたが、これは4月21日の本委員会で決定したスケジュールに基づくものですが、今後の協議の進行次第では、追加で本委員会を開催する必要もあると考えておりますので、これは御承知おきをいただきたいと存じます。

それでは、検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。資料1でございます。

こちらは、本日の検討項目であるアからオの各会派の御意見の一覧でございます。前回の本委員会におきまして、御意見の変更のありました会派がございましたので、そちらを朱書きで反省させていただいております。朱書き部分を御説明させていただきます。

まず、項目の一番左「議員提案政策条例の体制づくりについて」でございますが、志民・維新の会におかれましては、「その他」から「不要」へ、誠新におかれましては、「その他」から「不要」へ変更がございました。

その結果、集計欄を御覧いただきますと、「必要」が3会派、「不要」が3会派となっ

てございます。

続きまして、お隣の項目「議員定数について」でございますが、志民・維新の会におかれましては、「現状維持とすべき」と「減らすべき」の「両論併記」から「現状維持とすべき」への変更がございました。

その結果、集計欄を御覧いただきますと、「増やすべき」が1会派、「現状維持とすべき」が2会派、「減らすべき」が1会派、「現状維持とすべき」と「減らすべき」の「両論併記」が2会派となっております。

最後に、項目の一番右「報告事項の整理効率化（文書質問制度）」でございますが、誠新におかれましては、「現状」から「不要」へ変更がございました。

その結果、集計欄を御覧いただきますと、「導入すべき」が1会派、「不要」が4会派、「時期尚早」が1会派でございます。

次に、資料2を御覧ください。資料2でございます。

こちらは、前回の本委員会で御要望いただきました議員提案政策条例制定までの比較フローの参考の資料でございます。左側が本市におけるフロー、右側が受皿となる会議体（協議体）のある市のフローの一例となっております。

左側の本市のフローですが、「議員の思い等」から始まりまして、「議員個人による条例案の作成」、「本会議上程（議員提出議案）」、これは3人以上の議員の方による提出となっております。その後、「委員会付託」、「委員会審査」、「本会議採決」となります。下段の備考欄を御覧ください。課題点等を3点記載しております。1つ目が、議員個人によるため、十分な調査や検討を経た条例案の作成が難しい。2つ目が、本会議上程に至るまでの間に、会派を超えた意見交換や協議を行う場がない。3つ目が、過去の事例では、委員会審査が複数回にわたっており、審査が6回にわたった条例案が本会議の採決におきまして、否決となった事例もございます。

続きまして、右側の受皿となる会議体のある市のフローですが、「議員の思い等」から始まりまして、「受け皿となる会議体（協議体）で取り扱うかどうか判断」、こちらで取り扱うと決定した場合には、「会議体による調査・検討」が行われます。こちらの会議体は、各会派から選出された委員の方により構成されているものでございます。その後、「会議体による条例案の作成」「本会議上程（議員提出議案）」、「委員会付託」、「委員会審査」となっておりますが、「委員会付託」及び「委員会審査」の工程は省略される場合も多々ございます。そして、最後に、「本会議採決」と至るものでございます。下の

備考欄でございますが、こちらも3点ございます。1つ目が、議員個人ではなく議会として、その条例の制定の必要性を判断した上で調査や検討、協議ができる。2つ目が、会議体による調査や検討により、本会議上程に至るまでの間に、市民や関係団体等への調査や会派を超えた意見交換や協議を行うことができる。

中には、会議体の設置に議会運営委員会の承認を必要とする事例もございます。3つ目が、委員会付託や委員会審査を省略し、即決（可決）となる事例が多いところがございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

今説明のありました資料1と2についての質疑があります方は挙手を願います。

○委員【鈴木紀雄君】 ここでは、従来の形で、議員が個々に条例案を作成するというものと、合議体をもって、議員の会議体で検討していくという形の2通りなのですけれども、私どもで提案させていただいたのは、ここまで会議体としてつくらなくてもよいのではないかと。今の事務局のほうに窓口をつくっていただいて、議員個人であれ複数の議員であれ、こういう条例をつくりたいんだというふうに意図を示した中で、事務局と協議をし、条例案を作成。議員発案でもっていくという制定の形を取るという提案の形で、条例案提案の形を取るというのは、一つあるのではないかなというふうに思っていました。もう何て言うんですかね、体制づくりという面では、そこまで大げさにやらなくてもよいのではないかなというのが一つの案でございます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 右側にありますのは、既に皆さんのほうに、ほかの自治体とかほかの議会で行われているところの参考例という形で、それがどういうふうな形を取って、手続を取られているかというのを参考として出したものですから、今、鈴木紀雄委員のほうで言われたのは、形の上では、今の現状の部分も当然今まで、議員提案の条例を出したときに事務局も相当関わりながら、やられたのではないかなと思いますので、今、会派としては、この資料の右側にあるところまでは望んでいないということの確認ということでよろしいでしょうか。

○委員【鈴木紀雄君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

それでは、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から会派にお持ち帰りいただいた結

果、資料1に記載の内容に変更や補足等がありましたら、発表をお願いいたします。特になければ、なしで結構です。

○委員【田中利恵子君】 変更はございません。「不要」に変わらないという事です。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 変わりありません。

○委員【篠原 弘君】 誠風は変更ありません。

○委員【鈴木美伸君】 事務局が申し述べたとおり、朱書きで記載されたように変更ということで、申し述べさせていただきます。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 先ほども少し申し上げましたとおり、「必要」というふうには認めているのですけれども、ここまでの例示されたようなところまでの組織体制というのは必要ではないのではないかというのが会派としての意見でございます。必要に応じて、事務局の中でそういった体制をつくっていただくと。プロジェクトチームなり、そういう形を取っていただければ、それで用は足りるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 ということは、「不要」ではないという解釈でよろしいですか。

○委員【鈴木紀雄君】 はい。

○委員【清水隆男君】 まず、「その他」とありましたけれども、この資料のとおり「不要」ということで、現状の状態でいいという意見です。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

この資料の表にありますように、「必要」とする会派が3会派、「不要」とする会派が3会派、「その他」とする会派がゼロ会派でありました。

それでは、協議に入ります。

先ほど申し上げましたように、次回の本委員会で方向性を決定したいということでありますので、基本的には会派持ち帰りとしたいと思いますが、現時点で御意見あります方がありましたら、お願いします。

○委員【田中利恵子君】 比較フローはね、とても分かりやすくてよいなと思いましたが、受皿となる会議体のある市の場合なのですが、この備考欄を見ますと、「議員個人ではなく議会として、その条例の必要性を判断した上で」と冒頭にあるのですが、現行でもね、このとおりなんですよ。それから、次の調査や検討、協議ができるとありますが、委員会に臨む場合は、委員として、当然、調査や検討はしっかりとして、臨んでいるわけなんですよ。次の本会議上程に至るまで云々とあるのですが、市民や関係団体等への調査とあるのですが、これ、必要な場合は、私どもはやっております。これ、個人でもできることですよ。会派を超えた意見交換や協議を行うことができるというのは、今の会議体でもある委員会もね、そうなんですよね。最後に、即決となる事例も多いとあるのですが、これもね、よいものは可決ですよ、当然。その左にある、本市の場合ね。本会議採決において、否決となったこともあるというのは、これはよくないなと思うものは、これ、否決されるということは当然なんです。まとめて考えますと、どこに差異があるのかなど。実は、このように考えていますということを上申しておきたいと思っております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 田中委員から、御意見をいただきました。ほかに御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御意見も尽きましたので、これで終わります。

つきましては、この検討項目につきましては、次回の本委員会で方向性を決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、そのようにさせていただきます。

各会派におかれまして、次回の本委員会で方向性を決定することを踏まえて、御協議をいただくことをお願いいたします。

以上で、検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのイ 議員定数についてを議題といたします。

この検討項目につきましては、新規資料はございませんので、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から、会派にお持ち帰りいただいた結果、資料1に記載の内容に変更や補足等がございましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 変更ございません。

○委員【楊 隆子君】 「両論併記」ということで、どちらかを考えていかなきゃいけないなという中で、会派の中でも話合いしました。どちらにも意義があると思うのですけれども、3年前に1名の定数減をしたばかりですので、今回は「現状維持とすべき」ということで変更したいと思います。

○委員【篠原 弘君】 前回と変更ありません。

○委員【鈴木美伸君】 「現状維持とすべき」というふうな結論に至りました。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 記載のとおり「減らすべき」だろうと。ただ、そんなに数は多くなくても、前回3年前に、1名減しておりますので。1名減でも減らすようなことに持っていくべきだろうということがございます。

以上です。

○委員【清水隆男君】 前回と変更ありません。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

「増やすべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が3会派、「減らすべき」とする会派が1会派でございました。なお、誠風におかれましては、「現状維持とすべき」と「減らすべき」との「両論併記」ということでございました。

それでは、協議に入ります。

繰り返し申し上げますが、次回の本委員会で方向性を決定するということにしたいとは思っておりますが、これを踏まえての御意見のあります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御意見もございませんので、これで終わります。

つきましては、議員定数につきましては、次回の本委員会で方向性を決定したいと思います。特に、「両論併記」ということを示されているところにつきましては、一定の結論が出るということでしたら、出していただければと思います。

それでは、次回の本委員会では方向性を決定していくということについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

各会派におかれましては、次回で方向性を決定することを踏まえて、御協議をお願いいたします。

以上で、検討項目についてのイ 議員定数についてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での一問一答方式の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について及び検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）を一括議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。資料3でございます。

こちらは、委員会における一問一答方式を採用している県内各市への調査結果でございます。項目の一番左「対象の委員会」でございますが、一部例外もございますが、どの市におかれましても、基本的には全ての委員会となっております、常任委員会、特別委員会のどちらも対象となっております。

続きまして、お隣の項目「制限」でございますが、市によって異なっております。時間、回数ともに制限なしとされている市が横浜市ほか計7市、その他の6市は時間や回数に制限を設けております。

続きまして、お隣の項目「報告事項の取扱い」でございますが、こちらも市によって異なっておりますが、本市と同様に、常任委員会の中で報告事項を取り扱っておりますのは、横浜市、鎌倉市、藤沢市の計3市でございます。その3市について御説明させていただきますと、横浜市は、「常任委員会を取り扱っている。議会側で報告事項の精査は行っていないが、件数によっては、委員会の開催日数を増やすことも検討している」とのことでございます。昨年度、令和3年度の報告事項の件数は264件とのことございました。

続きまして、鎌倉市でございますが、「常任委員会でも取り扱っている。議会側で報告事項の精査は行っていない」とのことをごさいます。昨年度、令和3年度の取扱い件数は125件ということをごさいました。

続きまして、藤沢市でございます。「常任委員会でも取り扱っている。議会側で報告事項の精査は行っていない」とのことをごさいました。昨年度の取扱い件数は55件とのことをごさいました。

ちなみに、小田原市でございますが、以前に御提示させていただきました資料で、小田原市は令和3年度で105件となっております。

その他の10市につきましては、部会や協議会、定例行政報告会、議員連絡会、全員協議会等で取り扱っているとのことをごさいました。なお、大和市でございますが、大和市は報告事項を情報提供として取り扱っておりまして、委員会で取り扱うことはないとのことをごさいました。

最後に、項目の一番右「備考」でございますが、各市に一問一答方式の採用による委員会の開催時間の長さ等についてお伺いしましたところ、長くなる傾向にあるとされた市もありましたが、多くの市では、これまで一問一答方式で運営してきているので、一括方式との比較ができないといったところをごさいました。

次に、資料4を御覧ください。資料4でございます。

文書質問制度を採用している市への調査結果でございます。県内では、採用実績が非常に少ないこともありまして、県外の市への調査を行わせていただき、その結果となっております。

上から順に、東京都小平市、京都府南丹市、三重県松阪市、石川県加賀市の4市でございます。

項目の一番左「実施実績（平成30年度～令和3年度）」でございますが、どの市におかれましても、実施実績が多い状況にはございませでした。また、同じ議員の方が複数回の文書質問を実施されている事例もございまして。

続きまして、お隣の項目「受付可能時期・対象案件及び執行機関の回答期限」でございます。まず、受付可能時期ですが、小平市は「開会中のみ」、南丹市、松阪市は「開会中はできない（閉会中のみ）」、加賀市は「会期中または閉会中にかかわらず」をごさいました。

続きまして、「対象案件」でございますが、小平市と加賀市は「市政全般」、「市の一

般事務全て」、南丹市、松阪市は「一般質問の内容に相当するもの」でございました。

続きまして、「執行機関の回答期限」でございますが、市によって異なるものの、執行機関に依頼した日から2週間程度が多い状況でございました。

続きまして、お隣の項目の「回数制限等」でございますが、どの市におかれましても、実施回数や質問数等の制限は設けてございませんでした。

続きまして、お隣の項目の「質問書・回答書の共有方法及び公開方法（会議録への掲載等）」でございます。前回の本委員会で御要望いただきました文書質問の会議録への掲載については、こちらの項目で御回答させていただきます。

まず、共有方法ですが、小平市は「タイミングによって異なるが、本会議における『諸報告』のほか、代表者会議や議会運営委員会の中で報告している」、南丹市は「全議員にタブレット端末を配付しているため、共有フォルダに格納して共有している」、松阪市、加賀市は「全議員に質問書と回答書の写しを配付している」でございました。

続きまして、「公開方法（会議録への掲載等）」でございますが、小平市は「ホームページで公開するとともに、会議録に掲載」でございまして、会議録には巻末の資料として掲載をしているとのことでございました。南丹市、松阪市、加賀市は「ホームページで公開している」とのことでございました。なお、南丹市と松阪市におかれましては、閉会中も文書質問をすることができますので、定例会の会議録にはそもそも添付することができないということでもございました。

最後に、項目の一番右の「備考」でございますが、どの市におかれましても、文書質問制度が議会基本条例に規定されているものでございました。

資料3及び4についての説明は以上でございますが、前回の本委員会におきまして、一問一答方式を採用した場合に、会議時間が長くなってしまう懸念があることに対する工夫についての御要望をいただいております。今回の調査の中で、特別に具体的な工夫等がされている市はございませんでしたが、資料3におきまして、本市と同様に報告事項を常任委員会で取り扱っている市が少ないことが分かりましたので、報告事項の取扱い方法に対する検討をしていくことも工夫の一つとして想定されるものでございます。

また、今後の御協議の参考としていただくため、現行の本会議（議案関連質疑）と委員会における質疑質問方式についての御説明をさせていただきます。どちらも、一括質問一括答弁方式となっております。議案関連質疑につきましては、質疑の回数が3回までとなっております。一括の方式でありますため、2回目の質疑質問は1回目に質疑質問して

いる項目のみとなります。3回目の質疑質問は2回目に質疑質問している項目のみで、4回目以降も同様の流れとなっております。仮に、一問一答方式を採用するとなった場合には、2つのパターンが想定されます。

1つは、一般質問と同様に1回目は一括の方式、2回目以降は一問一答方式でも、一括の方式でもよいとするパターンでございます。こちらにつきましては、2回目の質疑質問につきましては、1回目で質疑質問した項目について、再度質疑質問ができますので、現行と変わりはないものでございますが、3回目におきまして、2回目で質疑質問した項目に加えまして、2回目で質疑質問していなくても、1回目で質疑質問している項目であれば、質疑質問をすることができるようになります。

もう1つのパターンは、1回目から一問一答方式を認めるパターンでございますが、こちらのパターンでは、質問の全体像が掴みにくく、聞いている方にとっても分かりづらいという点が懸念されるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】 今の説明はよく分かりました。

それでちょっと確認しておきたいんですけど、そもそもね、一問一答方式を導入するしないということなんですが、これは現行制度を含めて、一問一答方式を導入していきましようという、そういうことでよいのかどうかね。お伺いします。

○書記【本多翔悟君】 ただいま御質問いただきました件につきましてでございますが、現行の一般質問の例を参考にさせていただきますと、1回目は一括質問一括答弁方式、2回目以降は一問一答方式でも一括の方式でもどちらでもよいという規定になってございますので、本会議の議案関連質疑における場合におきましても、委員会における質疑質問におきましても、こちらの一般質問の形式が一つの雛形といいますか、制度のお手本になってくるものと考えているところでございます。

○委員【篠原 弘君】 1点、分かる範囲で教えていただきたいのですが、書記のほうから御説明がありました資料3の大和市では、報告事項の取扱いで情報提供として取り扱っているというお話と、他市で報告事項として取り扱っている事例が少ないように受け止めたけど、例えば大和市でいえば、情報提供ということで、委員会で議題として報告事項とはしていないということによろしいでしょうか。

○書記【本多翔悟君】 ただいまの御質問につきまして、お答えさせていただきます。

はい。大和市におかれましては、委員会の議題の中で小田原市と同じような所管事務調査の報告事項として取り扱っているものはないということでした。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 よろしいですか。

加えて何うと、情報提供ということなので、ペーパー1枚とか、そういう形で説明もないという形と解釈してよろしいですか。

○書記【本多翔悟君】 はい。基本的には、そのような形と伺ってございます。ただ、もちろん御質問をされたい場合には、直接所管課にお聞きになられるということはあるようでございます。

以上でございます。

○委員【鈴木美伸君】 先ほど、横浜市と鎌倉市と藤沢市については、いわゆる報告事項の件数をお知らせいただいたんですけども、ほかの市の報告事項件数が分かれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○書記【本多翔悟君】 申し訳ございません。

横浜市、鎌倉市、藤沢市以外の市につきましては、さまざまな会議体で取り扱っているパターンがございまして、そちらの合計の件数まで確認をさせていただくお時間がございませんでした。申し訳ございません。

○委員【鈴木紀雄君】 この報告事項の件数が多いということは、やはりそれだけ報告に時間がかかるということになるわけですので、その辺の報告事項をどう取り扱っていくか。それがやはり会議時間の短縮にもつながっていくのかなというふうに思いますので、できたらその辺のところ、どういうものが取り扱われて、どういうものは取り扱っていないということが分かれば、ありがたいなと思った次第です。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 今のお話では、横浜市をはじめ説明のあったところ以外の市の件数が分かれば、よろしいですか。それとも、中身を含めてですか。

○委員【鈴木紀君】 できれば、中身を含めて。

○委員長【加藤仁司君】 分かりました。

それでは、鈴木紀雄委員から、資料3に基づいてそれぞれの市の報告事項の件数を提示したところもありますけれども、していないところについての件数を調べていただきたいということがありました。書記のほうでできますでしょうか。

○書記【本多翔悟君】 お答えさせていただきます。

件数について調べさせていただくことは可能と考えてございます。報告事項の中身についてですが、おそらく詳細に回答をいただきますと、相当なボリュームになるかと思いますので、例示として、件名的な確認を取らせていただき、資料としてお出しすることは可能と考えてございます。

○委員【鈴木紀雄君】 そのような形でお願いいたします。

以上です。

○委員【鈴木美伸君】 書記からですね、令和3年度の本市の報告事項件数が105件ということで説明がありましたけど、これ、年度によってかなりばらつきがあるんでしょうか。

○書記【本多翔悟君】 お答えさせていただきます。

こちらは、5月26日の本委員会の中でお示しをさせていただきました資料に記載がございます。年度により差がございます、状況を申し上げますと、令和3年度105件、令和2年度98件、令和元年度68件、平成30年度76件、平成29年度82件、平成28年度102件、平成27年度98件となっております。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

それでは、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から会派にお持ち帰りいただいた結果、資料1に記載の内容に変更や補足等がありましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 変更はございません。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 変わりありません。

○委員【篠原 弘君】 私どもは提案会派でございますので、変更はありません。

○委員【鈴木美伸君】 うちの会派も変更はございません。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 変更ありません。

○委員【清水隆男君】 変更ありません。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

本会議（議案関連質疑）における導入の一问一答方式につきましては、「導入すべき」とする会派が3会派、「現行」とする会派が3会派でございました。

委員会における、委員会審査の充実化についての一問一答方式につきましては、「導入すべき」とする会派が4会派、「現行」とする会派が2会派でございました。

同じく報告事項の整理効率化（文書質問制度）につきましては、「導入すべき」とする会派が1会派、「不要」とする会派が4会派、「時期尚早」とする会派が1会派でございました。

それでは、協議に入ります。

次回の本委員会で方向性を決定するという点も踏まえまして、御意見のあります方は挙手を願います。

○委員【篠原 弘君】 それでは、私のほうから、提案会派としまして、常任委員会における文書質問制度の採用について、少し提案の趣旨等についての報告をさせていただきます。

説明資料として、お手元に「常任委員会における文書質問制度の採用について」の「論点整理」をA4版1枚のものを配付していただいております。このことについて少し説明をさせていただきます。この論点整理は、これまでの本委員会でのこの提案に対する質問や議論なども踏まえて作成をしたものであります。

まず、論点1が「提案趣旨」で、「なぜ文書質問制度を採用するのか」という理由です。

それは2点ありまして、1点目は、既に本委員会において協議されている一问一答方式の導入のためであります。既に提案しております一问一答の制度につきましては、今も御議論がありましたが、代表質問と一般質問における1回目を除く全ての会議を実施対象として提案をさせていただきます。しかし、常任委員会において一问一答方式を採用することとした場合、お話がありましたように、現状の一括質問一括答弁方式に比べて、質疑質問時間がかなり長引くことが懸念されています。そこで、議案審査等、重要事項等の審議に要する適切な時間を確保するために一定のルールを設けて、それに準ずる報告事項については、質問と答弁を文書でやり取りする文書質問制度の採用についての提案をしたものであります。

2点目は、効率的な会議運営のためであります。混迷する社会情勢や市民の多様で高度

化した行政ニーズを背景に報告事項が増加しており、それに伴い質疑が広範に及び、会議時間が長引く傾向にあります。この状況は、市民の議会への傍聴意欲を減退させてしまいますし、多くの職員の時間外を含む待機時間が増加することなどの問題も生じてきています。こうした状況を踏まえて、常任委員会の会議運営の効率化、つまり会議時間を短縮する方法の一つの方策として、本制度の採用についての提案をしたものであります。

論点2は、では、「どのような報告事項を文書質問制度の対象とするか」ということですが、その対象は、(1)は議案及び重要な事項を除いた報告です。(2)は外郭団体の経営状況等に関する報告、(3)が複数の所管(部局)にまたがる報告で、(4)が計画及び事務事業等の進行初期段階における報告を想定しているところです。なお、(2)の外郭団体の経営状況等に関する報告につきましては、本制度を採用とした場合に、試験的導入の対象として、提案をさせていただきたいと考えております。

つきましては、できれば、今後の議論の対象に加えていただくことをお願いをするものでございます。

次に、論点3は「実施方法を具体的にどのように定めるか」ということですが、本制度を採用する場合には、秩序ある運用を図るための取扱い規程の整備は不可欠と考えています。定める事項を例示として示しておりますが、これは既に文書質問制度を実施している他議会の取扱い規程等を参考にしたものです。既に御懸念が示されている会議録や、質問書及び回答書の配付、公表、保存などを含めて、9項目を例示しておりますが、採用とした場合には、さらなる精査と協議が必要になるものと考えております。

次に、論点4は「採用するにあたって整理、調整すべき主な事項」についてですが、(1)として、説明を求める報告事項と文書質問制度の対象とする報告事項との区別をどうするか。(2)として、先ほど説明しました文書質問に関する取扱い規程の在り方をどうするか。(3)は、執行部との調整、どの程度の事務負担が生じるのかということ等についての調整をする必要があると考えております。これらは現状で思いついたものでありまして、まだまだ課題はあるものと思われまので、これから、今後の協議等を通じて、御意見の精査をする必要があるというふうに考えているところでございます。

以上が提案説明のための論点整理であります。

○委員長【加藤仁司君】 ほかには御意見のあります方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、今、篠原委員のほうから提示されたも



以上で、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）で  
の一問一答方式の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の  
審査時間の確保について及び検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の整理  
効率化について（文書質問制度の採用について）の3件を終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのカ 陳情の取扱いにつ  
いてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。資料5でございます。

こちらは、前回の本委員会で御説明をさせていただきました陳情の取扱いについての各  
会派の御意見の一覧を、前回とは表記の形式を変えて、一覧にしたものでございます。

それでは、続きまして、資料6に移らせていただきます。資料6を御覧ください。

こちらは、前回の本委員会で御要望をいただきました陳情の審査方法の変遷等についての  
資料となっております。

本文中のゴシック太字のところを御覧いただきますと、まず、1ページの最初の部分で  
ございますが、小田原市議会運営委員会申合せ事項、こちらで陳情の審査方法と審査方法  
等の規定がされているものでございますが、この平成11年9月19日以前の申合せ事項では、  
議長と関係常任委員長で協議の上、所管の常任委員会協議会で審査する。ただし、重要と  
思われるものは、議長の裁量により、本会議において所管の常任委員会または議会運営委  
員会に付託し審査をするようになってございまして、この時点では、陳情については、必ずし  
も付託を行うものではなかったという状況でございます。

次に、平成11年9月20日に小田原市議会運営委員会申合せ事項の一部改正が行われまし  
て、会期中に審査または閉会中に継続審査をするものとして、所管常任委員会等に付託す  
る。なお、陳情審査決定権はあくまでも委員会の決定をもって議会の意思とするとなっ  
てございます。この時点で、陳情については、所管常任委員会等に付託をするという変更が  
行われております。ただし、陳情審査の決定権はあくまでも委員会の決定をもって、議会  
の意思とするというふうになってございます。

その次でございますが、平成20年3月25日の小田原市議会運営委員会申合せ事項の一部  
改正におきまして、原則として1件ずつ採決を行うというふうに変更されまして、本会議

で1件ずつお諮りいただき、採決を行っていただくという現状の形式になってございます。  
続きまして、2ページ目でございます。上から順に御説明させていただきます。

平成22年5月17日に、小田原市議会運営委員会申合せ事項の一部改正がございましたが、こちらは審査方法等に関係する改正ではなく、陳情受付の締切日が招集日から告示日へ変更されたものでございます。

その次は、平成24年2月24日の議会改革推進委員会の最終答申から抜粋したものでございます。「請願・陳情審査のあり方」が検討項目としてございまして、「本件については、議会運営に関する事項であるため、その検討を議会運営委員会に依頼したところ、同委員会から現行どおりの審査方法とするという検討結果が報告された。このため、本委員会としても、その検討結果を尊重し、請願・陳情審査のあり方については、現行の審査方法を維持すべきとの結論に至った」との答申がなされてございます。

その次でございますが、平成26年12月12日の議会運営委員会の中で、植田委員から、「陳情が、小田原市議会において審議すべき内容であるかどうか判断できるような仕組みを検討すべき」という旨の御発言がございました。このときは、その次の段落にございませ平成27年1月26日の議会改革検討委員会の最終答申に係る協議等が議会運営委員会の中で行われている際の御発言であったようでございます。平成27年1月26日の議会改革検討委員会の最終答申を抜粋いたしますと、検討項目といたしまして、「陳情の取り扱い―陳情の審査方法の見直し」が検討項目としてございまして、「現状のとおり、所管常任委員会等に付託し、審査の上、結果を得たものについては、本会議で報告し、採決を行うべきである」との答申がなされております。

その次でございますが、平成27年2月12日の議会運営委員会におきまして、平成26年12月12日の植田委員の御発言を受け、井原議長から、「陳情が、小田原市議会において審議すべき内容であるかどうか判断できるような仕組みを判断することについて、今後、本委員会で具体的に御協議いただきたい。スケジュール的に非常に厳しいことを踏まえ、来期の議会運営委員会に申し送りをし、重要課題として検討していただきたい」という旨の御発言がございました。

その次でございますが、この御発言を受けまして、平成27年5月29日の議会運営委員会から平成27年12月8日の議会運営委員会におきまして、陳情審査基準を設置すべきか否かから協議を始め、細部に至るまでの協議が行われてございます。

続きまして、3ページ目から4ページ目にかけてでございます。

上段にも下段にも、小田原市議会陳情審査基準を記載させていただいております。上段でございますが、平成28年1月20日の議会運営委員会での決定に基づきまして、小田原市議会陳情審査基準が制定されましてございます。下段でございますが、平成29年2月27日に、この陳情審査基準の一部改正が行われております。その内容でございますが、受理した陳情の取扱いについて、審査するものと配付にとどめるものを規定するとともに、文言の整備を行ったというものでございまして、上段のものも下段のものもアンダーラインを引かせていただいているところが、一部改正により変更となったところでございます。

続きまして、4ページ目に入らせていただきます。

4ページの最初は、議会改革推進委員会の最終答申から抜粋したものでございますが、「陳情審査基準」が検討項目としてございましたが、「現状どおりとする」との答申がなされております。

その次でございますが、令和2年7月27日の議会運営委員会でございます。こちらにおきまして、各党派提案の協議項目を調査票により意見聴取することとされました。

その次でございますが、令和2年8月26日の議会運営委員会でございます。令和2年7月27日に配付した調査票を取りまとめたところ、各党派から「陳情の取扱いについて」を含む様々な協議項目が提案されました。これらの提案を今後協議を行っていくか否か等を調査票により意見聴取をされております。

その次でございますが、令和2年9月11日の議会運営委員会におきまして、令和2年8月26日に配付した調査票に基づき、各提案の取扱いについての協議を行ったところ、「陳情の取扱いについて」は協議をすることに決定がされております。

その後、令和2年10月2日から令和3年2月12日の議会運営委員会におきまして、課題点等の整理から始め、「市の事務に関係しない事項を願意とする陳情」等の7つの検討項目についての協議が行われてございます。そして、令和3年2月26日の議会運営委員会におきまして、「各党派それぞれ主張する意見があり、その意見にこだわっている状況もあるため、ここで結論を導き出すのは妥当ではないとの考えから、ひとまず協議を終結して、陳情の取扱いについては、それぞれ研究、検討していただき、改めて協議の場を設ける」との結論に至ってございます。そのときの各党派の最終意見につきまして、参考資料1として添付させていただいております。

続きまして、資料6にお戻りください。5ページ目に入らせていただきます。

こちらのページには、参考といたしまして、「陳情者の意見陳述の運用について」が実

施されるまでの流れについてを記載してございます。契機といたしましては、平成24年2月24日の議会改革推進委員会の中で、陳情者の意見陳述についての答申がございまして、そちらを契機に始まっているものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑もありませんので、質疑を終わります。

それでは、皆様には、資料5に各会派の御意見等がありますが、これを御覧になっていただきながら、各会派から、何か補足等がありましたら、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 特によろしいようであります。

それでは、補足や変更等がないということでもありますので、協議に入ります。

先ほども申し上げましたが、次回の本委員会で方向性を決定するということにしたいと思っておりますが、この点も踏まえまして、御意見のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】 項目の⑨、採択、不採択等の議決等のあった請願または陳情と同一趣旨のもので云々とあるのですが、陳情者にとりましては、ほんの少しでも進展があるだけでも、非常に大きな進展だと受け止める方もいらっしゃいます。陳情や請願というのは、そういうものだというふうに思っています。その後の状況に特段の変化がないと認められるものとあるのですが、「その後の状況に特段の変化がない」と、どなたがこれを認めるのかということ非常に疑問に思っているということもちょっと申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 ここのところについては、正副委員長の中でも、例えば、趣旨というのも相当幅広い意味合いに捉えられることもありますので、ここが例えば同じ内容とかもある、ほかに動かすことができない形であれば、分かりやすいのですが、趣旨というと、なかなかアバウトで難しいのかなというような思いもあります。そこら辺をちょっと踏まえていただきながら、また会派にお持ち帰りいただいての御協議をお願いしたいと思います。

ほかに御意見のあります方は、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、この検討項目につきましても、次回の本委員会で方向性を決定していきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、そのようにさせていただきます。

各会派におかれましては、次回で方向性を決定することを踏まえて、御協議をお願いいたします。

以上で、検討項目についてのカ 陳情の取扱いについてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】 次に、協議事項の（２）次回の開催日程についてを議題といたします。

次回の本委員会の開催につきましては、令和４年４月21日開催の第４回目の本委員会における資料２を御覧ください。

こちらの資料で、今後のスケジュール（案）ということでお出ししております。この⑩であります。開催内容としましては、検討項目①、②、⑨から⑪及び⑭の方向性の決定となる予定であります。

また、その開催日は８月下旬を予定しております。こういった日程で開催したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議ないものと認めます。

よって、次回の本委員会につきましては、８月下旬に開催ということにさせていただきます。

ここで、具体的な日程調整のため、暫時休憩をいたします。

午後 ２時４８分 休憩

---

午後 ２時４９分 再開

○委員長【加藤仁司君】 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回の開催につきましては、令和４年８月26日（金）の午後１時からという

ことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時50分

散会

---

議会改革検討委員長

---

議会改革検討委員会提出事項（令和４年７月２２日）

1 協議事項

(1) 検討項目について

ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

イ 議員定数について

ウ 全ての会議（代表質問・一般質問の１回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

カ 陳情の取扱いについて

(3) 次回の開催日程について